

地域雇用開発助成金計画書の提出について

鹿児島労働局

※地域雇用開発助成金は、雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域等の雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者を雇入れることに伴い、雇用保険の適用事業所となる事業所を創業あるいは設置・整備を行う事業主に対して支給されます。

地域雇用開発助成金計画書（地様式第1号）を提出の際には、下記の書類が必要となります。

- ① 地域雇用開発助成金計画書（地様式第1号）
- ② 地域雇用開発助成金事業所状況等申立書（地様式第13号）
- ③ 商業登記簿謄本（法人の場合）、または住民票・運転免許証の写し（個人の場合）
- ④ 定款
- ⑤ 就業規則 **現在、作成している場合はご提出ください。**
- ⑥ 給与規定
- ⑦ 整備費の見込み額、内容等の確認のため、**工事契約書、見積書、設計図**
- ⑧ 計画書提出にあたっての確認書←**労働局で用紙交付 または**
※鹿児島労働局ホームページからダウンロードできます。
「各種助成金について」を検索ください。
- ⑨ 「創業」該当の場合 **職歴書（創業）**（地様式第3号）
※①②⑨の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
トップページ右上のホーム内検索で「地域雇用開発助成金」を検索ください。

留意事項

- 1 助成金の対象労働者とは以下の要件をすべて満たす者であり、それ以外は対象者となりません。
 - ① 雇入れ時点で、地域に居住する求職者
 - ② ハローワーク、地方運輸局、地域雇用開発助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇入れられた求職者
 - ③ 雇入れ当初から雇用保険の一般被保険者となり、本助成金受給後も継続雇用される見込みがある。
 - ④ 雇入れ後、設置・整備を行った事業所で就労する。
 - ⑤ 過去3年間に、事業主の事業所で就労したり、職場適応訓練を受けたことがない。
 - ⑥ 過去1年間に、資本金や組織的に関連のある事業所に雇用されたことがない。
 - ⑦ 事業主と3親等以内の親族でない。
 - ⑧ 公の施設の管理を行うために雇入れられた求職者ではない
- 2 設置・整備の費用
 - ① 事業の用に供する不動産（土地を除く）及び動産の新設・増設・購入・賃借であり、工事費用にあっては、1契約が20万以上、購入費用にあっては、1点の単価が20万以上、賃借費用にあっては、契約期間が1年以上あり、計画書提出から完了日までの間（最長12ヶ月）に実際に支払った賃借費用が対象となります。
 - ② 不動産及び動産の引渡し・納品等が計画日から完了日までの間にあり（建物の登記が計画書提出前にあれば対象とならない）、この期間に実際に支払われた額が対象となります。
 - ③ 配偶者間・3親等以内の親族間・同一代表者の法人間等の取引費用は対象となりません。

お問い合わせは 鹿児島労働局職業安定部職業対策課
各種助成金係 [Tel099-219-8713](tel:099-219-8713)